

国保連合会への新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求等について

《請求について》

1. 受付

毎月1日～10日（9時～17時30分）

1日～4日 業務管理課（3階）、5日～10日 受付室（4階）で受付いたします。

※ 原則、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。ただし、10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は受付を行います。

※ 郵送の場合の送付先は、診療報酬明細書等と同じです。（10日必着）

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会 宛

「ワクチン接種費用の請求分 在中」と封筒等に朱書きしてください。

2. 対象

医療機関等の所在地と異なる市町村に居住する者へ接種した分のみとなります。医療機関等の所在地と同じ市町村に居住する者への接種分は市町村へご請求ください。**以下、例) ①を国保連合会へ請求された場合は返戻となります。**

例) 医療機関所在地・・・大阪市

①大阪市の住民への接種分 → 大阪市へ請求

②堺市の住民への接種分 → 国保連合会へ請求

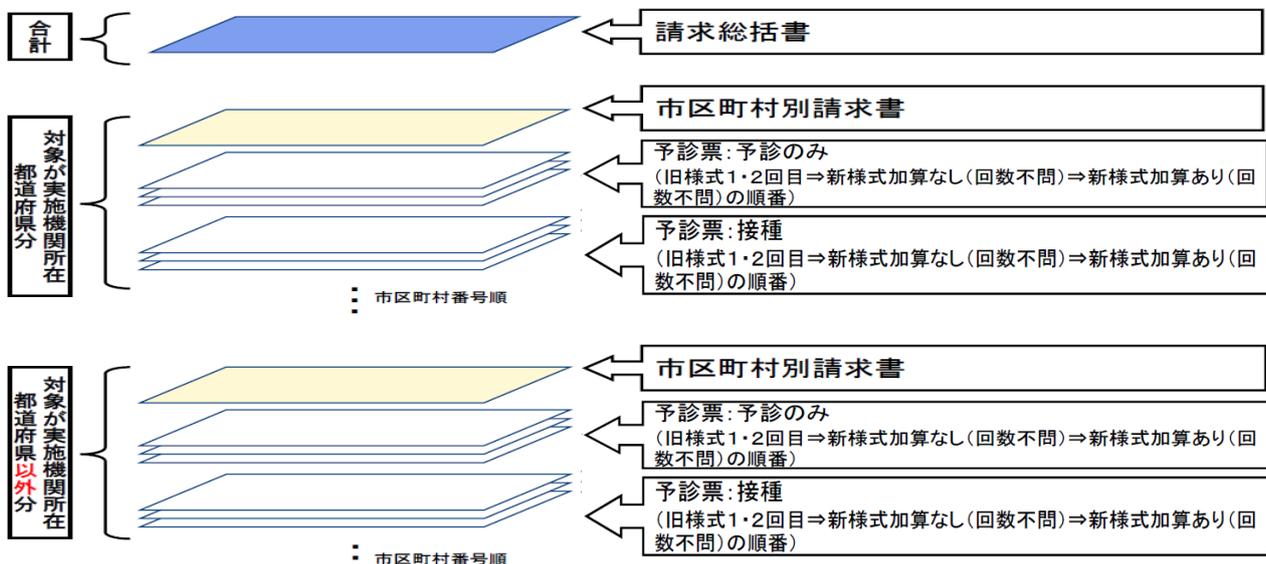
3. 請求方法について

新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求書等を編綴した形で請求願います。（【請求時の編綴イメージ】参照）

診療報酬明細書等、新型コロナウイルスワクチン接種費用分以外にも請求がある場合は、それぞれを区別し、別綴で提出をお願いします。郵送される際は、一つの封筒等で郵送いただくことは問題ありません。ただし、同封する全ての書類の内容を封筒等に朱書きしてください。

【請求時の編綴イメージ】

請求総括書の束でホチキスや紐等で結束していただきますようお願いいたします。



① 「請求総括書・市区町村別請求書」について

国保連合会へ請求される際に予診票と併せて提出される請求書については、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に必要情報を登録することで『請求総括書』、『市区町村別請求書』が出力されますので、そちらをご使用ください。

請求総括書は、1請求（提出）につき1枚のみ作成してください。（例. 令和3年11月接種分と12月接種分をまとめて令和4年1月に請求する場合には、令和3年11月接種分と12月接種分を合計して令和4年1月請求分として1枚作成してください。）

請求総括書及び市区町村別請求書の請求年月には、国保連合会に請求（提出）する年月を記載してください。（例. 令和4年1月請求（提出）分→2022年01月請求分）

市区町村別請求書は、市区町村ごとに1枚のみ作成してください。（接種年月ごとに複数作成しないでください。）

請求対象は前月までの接種分となり、請求（提出）年月と同じ接種年月分は次月以降に請求してください。（例. 令和4年1月請求（提出）分には令和3年12月末までに接種した分を請求してください。）

請求総括書

〇〇〇国民健康保険団体連合会 御中

医療機関等の所在地： _____
 代表者氏名： _____
 電話番号： _____

コロナワクチン接種費等 請求総括書

施設等区分： _____
 医療機関等番号（10桁）： [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 医療機関等名称： _____

年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満接種外（平日接種）				
	6歳未満（接種外）				
	6歳未満（休日）				
	6歳以上接種外（平日接種）				
	6歳以上（接種外）				
小計					
接種	6歳未満接種外（平日接種）				
	6歳未満（接種外）				
	6歳未満（休日）				
	6歳以上接種外（平日接種）				
	6歳以上（接種外）				
小計					
合計					

↑太枠内に記載すること

《単価（税抜き）》

予診のみ	6歳未満接種外（平日接種）	2,200円
	6歳未満（接種外）	4,350円
	6歳未満（休日）	4,350円
	6歳以上接種外（平日接種）	2,200円
	6歳以上（接種外）	2,200円
接種	6歳未満接種外（平日接種）	2,200円
	6歳未満（接種外）	4,350円
	6歳未満（休日）	4,350円
	6歳以上接種外（平日接種）	2,200円
	6歳以上（接種外）	2,200円

住所市内 対象
 接種分含む

※医療機関等の所在地と請求年月が異なる場合はマーク

市区町村別請求書

〇〇〇市区町村長 様

市区町村番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 医療機関等の所在地： _____
 代表者氏名： _____
 電話番号： _____

コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書

医療機関等番号（10桁）： [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 医療機関等名称： _____

年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満接種外（平日接種）				
	6歳未満（接種外）				
	6歳未満（休日）				
	6歳以上接種外（平日接種）				
	6歳以上（接種外）				
小計					
接種	6歳未満接種外（平日接種）				
	6歳未満（接種外）				
	6歳未満（休日）				
	6歳以上接種外（平日接種）				
	6歳以上（接種外）				
小計					
合計					

↑太枠内に記載すること

《単価（税抜き）》

予診のみ	6歳未満接種外（平日接種）	2,200円
	6歳未満（接種外）	4,350円
	6歳未満（休日）	4,350円
	6歳以上接種外（平日接種）	2,200円
	6歳以上（接種外）	2,200円
接種	6歳未満接種外（平日接種）	2,200円
	6歳未満（接種外）	4,350円
	6歳未満（休日）	4,350円
	6歳以上接種外（平日接種）	2,200円
	6歳以上（接種外）	2,200円

住所市内 対象
 接種分

※医療機関等の所在地と請求年月が異なる場合はマーク

② 「予診票」について

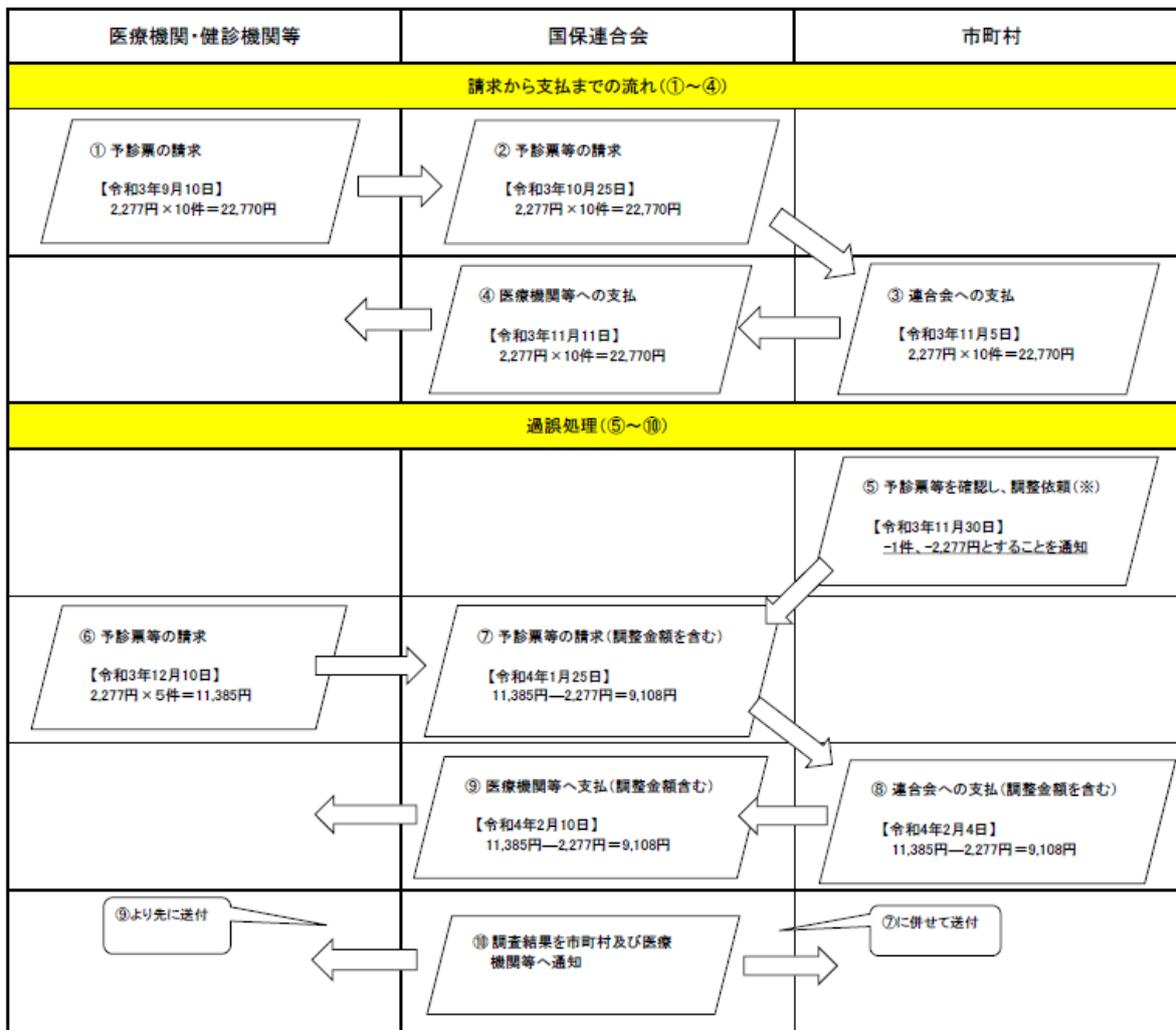
予診票については、厚生労働省が統一様式を示したものとなりますので、**独自に書式等を変更しない**ようお願いいたします。

予診票の左上部の住民票に記載されている住所、氏名と添付いただくクーポン券に記載の請求先市区町村、氏名が一致しているかの確認を必ずお願いいたします。

《過誤について》

市区町村にて予診票を確認した結果、請求誤りであると判断された予診票について、市区町村から医療機関等へ過誤事由の連絡をさせていただき、国保連合会から返戻となります。

住所地外接種分の請求支払い等フロー(令和3年9月1日から10日までに請求があった場合)



※市町村は⑤の連合会への依頼前に、該当医療機関等へ調整を行う旨連絡が必要。

相殺可能な金額の請求がない等の理由で6か月間内に調整できなかった場合は、医療機関等と市区町村で個別の調整となります。

《支払いについて》

- 国保連合会へ請求いただいた月の翌々月のお支払いとなります。各月の支払日については、本会ホームページをご確認ください。

例) 令和4年1月10日までに国保連合会へ請求 → 令和4年3月支払

- 振込口座については、請求総括書に記載された施設等区分(1:医療機関、2:健診機関等)に応じて、診療報酬または健診費用等と同じ口座に振り込みます。そのため、国保連合会向けに「費用の請求及び受領に関する届」を提出する必要はありません。

なお、保険医療機関コード等に相当する類似コードが新規付番(270999で始まる番号)された場合のみ届を提出してください。(集団接種や職域接種等)

《国保連合会からの送付物について》

- ・ 支払額通知書
(受付した月 (10 日まで) の翌々月の上旬に送付)
- ・ 支払額内訳書
(受付した月 (10 日まで) の翌々月の上旬に送付)
- ・ 返戻通知書
(受付した月 (10 日まで) の翌月下旬に送付)
→当月請求分のうち内容不備等により返戻する一覧と併せて予診票を返却します。
なお、返戻が無ければ送付いたしません。
- ・ 調整結果通知書
(受付した月 (10 日まで) の翌月下旬に送付)
→市町村から返戻の申出があった場合、調整結果通知書と併せて予診票を返却します。
なお、過誤が無ければ送付いたしません。

《国保連合会への問合せ先について》

- ・ 請求・返戻に関する事
06-6949-5358 (業務第3課)
- ・ 支払・その他に関する事
06-6949-5336 (業務管理課)

